別表第二（第十九条関係）

略語	意味
［略］	
中型	中型自動車免許
準中型	準中型自動車免許
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
大特二	大型特殊自動車第二種免許
け引	牽引免許
け引二	牽引第二種免許
引・引二	牽引免許及び牽引第二種免許
［略］	
中型車（8t）	中型自動車（車両総重量八、〇〇〇キログラム未満、最大積載量五、〇〇〇キログラム未満及び乗車定員一〇人以下のものに限る。）
準中型車	準中型自動車
準中型車（5t）	準中型自動車（車両総重量五、〇〇〇キログラム未満及び最大積載量三、〇〇〇キログラム未満のものに限る。）
［略］	
AT車	AT機構がとられており、クラッチの操作装置を有しない自動車等
［略］	
補聴器	大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車を運転中は、聴力を第二十三条第一項の表の聴力の項第一号に定める基準以上に補う補聴器を使用すること。
特定後写鏡等	準中型自動車又は普通自動車を運転中は、特定後写鏡等を使用すること。
［略］	

別表第二の二（第三十条の十一関係）

略語	意味
［略］	
中型	中型自動車免許
準中型	準中型自動車免許

別表第二（第十九条関係）

略語	意味
［同上］	
中型	中型自動車免許
［項を加える。］	
［同上］	
け引	牽引免許
［同上］	
大特二	大型特殊自動車第二種免許
［項を加える。］	
け引二	牽引第二種免許
［項を加える。］	
［同上］	
中型車（8t）	中型自動車（車両総重量八、〇〇〇キログラム未満、最大積載量五、〇〇〇キログラム未満及び乗車定員一〇人以下のものに限る。）
［項を加える。］	
［項を加える。］	
［同上］	
AT車	オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられており、クラッチの操作装置を有しない自動車等
［同上］	
補聴器	大型自動車、中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車を運転中は、聴力を第二十三条第一項の表の聴力の項第一号に定める基準以上に補う補聴器を使用すること。
特定後写鏡	普通自動車を運転中は、特定後写鏡を使用すること。
［同上］	

別表第二の二（第三十条の十一関係）

略語	意味
［同上］	
中型	中型自動車免許
［項を加える。］	